

専任教員養成講習会及び
教務主任養成講習会ガイドライン

令和2年9月24日

厚生労働省

はじめに.....	1
第1部 専任教員養成講習会.....	3
I. 基本的な考え方.....	3
1. 意義.....	3
2. 位置づけ.....	3
3. 理念.....	3
4. 基本方針.....	3
II. 講習会の内容.....	4
1. 講習会の目的・目標の考え方.....	4
2. 講習会の内容.....	6
3. 教授方法の工夫.....	9
4. 教育評価の考え方.....	9
5. 単位・時間数の考え方.....	9
III. 専任教員養成講習会における運営の考え方.....	9
1. 組織体制.....	10
2. 企画・運営の実際.....	11
3. 修了認定の考え方.....	15
IV. 講習計画、運営の評価.....	17
1. 講習計画の評価.....	17
2. 実践の場における受講結果の事後評価.....	17
第2部 教務主任養成講習会.....	18
I. 基本的な考え方.....	18
1. 意義.....	18
2. 位置づけ.....	18
3. 理念.....	18
4. 基本方針.....	18
II. 講習会内容.....	19
1. 講習会の目的・目標の考え方.....	19
2. 講習会の内容.....	19
3. 教授方法の工夫.....	20
4. 単位・時間数の考え方.....	20
III. 教務主任養成講習会における運営の考え方.....	20
1. 組織体制.....	21
2. 企画・運営の実際.....	21
3. 修了認定の考え方.....	22
4. 大学等との単位の互換.....	23
IV. 講習計画、運営の評価.....	23

はじめに

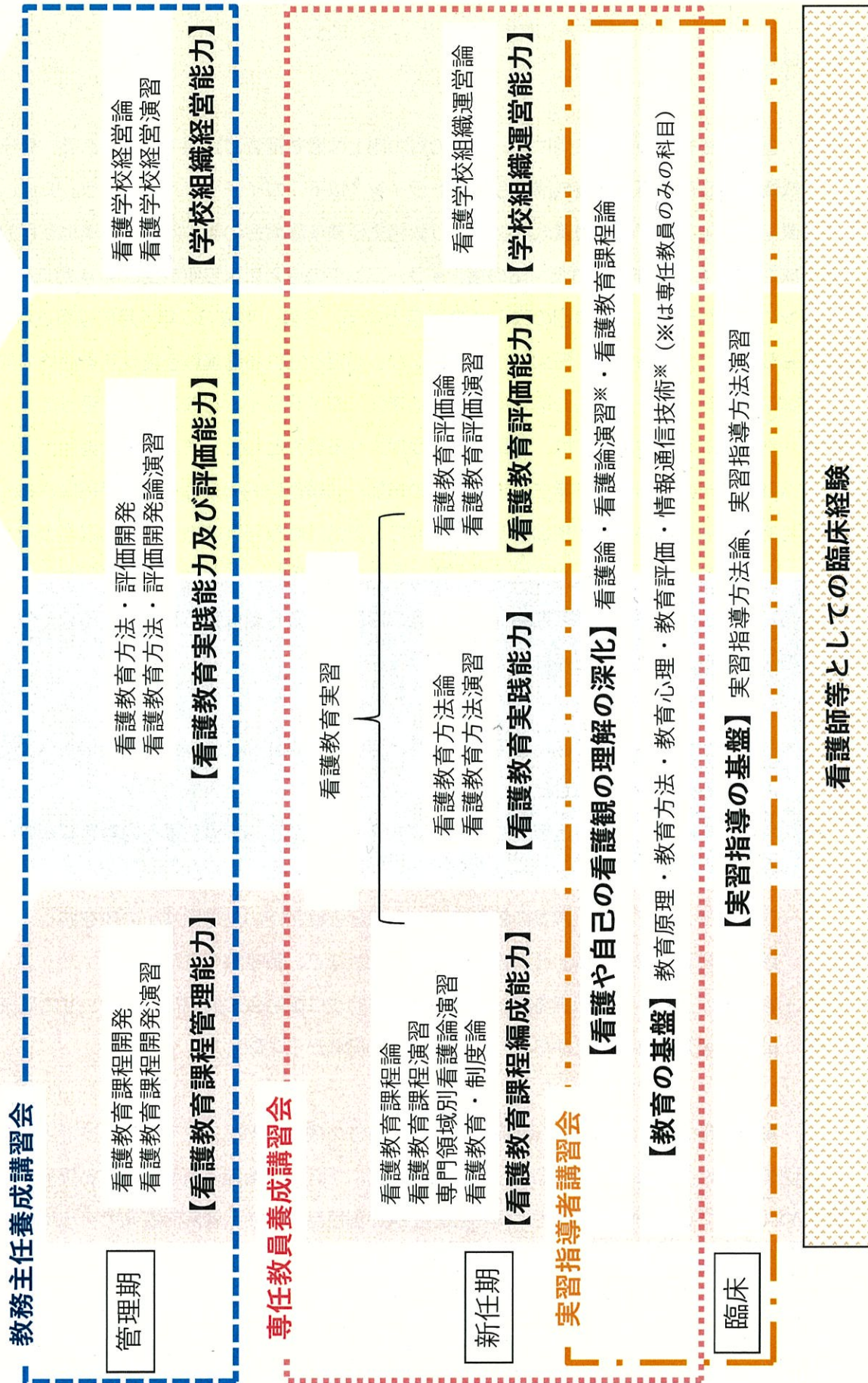
看護基礎教育の充実に向けて、教員の質の向上は最も重要な課題の一つである。専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、都道府県等が実施する専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会の質の向上と平準化を目的に、平成22年4月に作成された。その後、eラーニングの導入により平成25年4月にガイドラインの一部が改正され、今回の改正は3回目となる。今般、平成30年4月に設置された看護基礎教育検討会における、将来、社会や地域から必要とされる看護職を養成するための教員養成講習会のあり方の見直しに関する議論を踏まえ、ガイドラインを改正するに至った。

看護基礎教育検討会では、教員の負担が増大する要因として、実習施設の確保、カリキュラム外での補講や演習等の学生の学習指導の増加、成績管理等の事務作業等が指摘されたところである。看護基礎教育の現場においては常に、教員には教育実践力や看護実践力の向上が求められているが、こうした実情により、研修への参加が難しいなどといった状況が生まれている。これらの課題や実状を勘案し、講習会の内容を精査し重複部分を削減するなどの教育内容を整理した。主要な改正点は以下のとおりである。

- ・基本方針や到達目標では、将来を見据え、専任教員や教務主任が獲得し強化すべき能力について記載内容を充実させた。
- ・令和2年度改正カリキュラムの趣旨を踏まえて科目ごとの教育目標と内容を詳細に記載した。
- ・現行ガイドラインの「教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標」の表を残し、「教育実践力と教育内容の関係」「教育内容一覧」の表など、重複箇所を削除した。
- ・現行のガイドラインの指導案例や教育実習評価表は講習会の運用において、すでに浸透していると考えられることから、ガイドラインの記載から削除した。

看護教員に関する講習会の教育内容や教育方法の精選を図ることで、これまでよりも運営企画の柔軟性は高まるものと期待している。特に、「図1 看護教員等に関する講習会の体系」や「表1 教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標」を、各実施主体で行う講習会の位置づけの整理や目標設定の参考にしていきたい。

図1 看護教員等に関する講習会の体系



第1部 専任教員養成講習会

I. 基本的な考え方

1. 意義

グローバル化し続ける社会において、生活ニーズの多様化、疾病構造及び人口構造の変化、保健医療福祉システムの複雑化が進行し、ますます人々の健康への関心は高まっている。このような背景を踏まえ、将来を担う看護職の養成に対する国民の期待は大きい。

看護職を目指す人材が、看護基礎教育で培うべき能力を段階的、かつ効果的に獲得できるように、社会の変化に対応しながら、教育実践を展開していく教員を育成するための必要な講習会として、専任教員養成講習会を設ける。

2. 位置づけ

専任教員養成講習会は、規定の年限及び看護師業務に従事した者が、教員としての基礎的能力を培う課程である。ただし、大学又は大学院において教育に関する科目を履修した者についても、希望があれば受講を認めて差し支えない。

3. 理念

専任教員養成講習会の主眼は「看護基礎教育における教育実践を展開する能力」を育成することである。質の高い看護ケアを提供する看護職を養成するためには、教員自身が、豊かな人間性と創造力を持ち、教育観に基づいた教育実践力を身につける必要がある。このような教員を育成するためには、理論から実践、実践から理論という理論と実践を往還する講習が必要である。

4. 基本方針

＜教員に求められるもの＞

- ① 教員として学生の人権を擁護するとともに、学生が人間の尊厳や倫理について考察できるように指導を行うこと。
- ② 学生のレディネスを踏まえて、学生が主体的に学ぶことができる教育方法を推進すること。
- ③ 習得した教育方法を個人や集団に合わせて使用すること。
- ④ 講義・演習・臨地実習指導において、意図的かつ計画的に授業^{注1}を設計・展開できること。
- ⑤ 指導案作成において学生の目標達成に向けた教育内容や教育方法を明確にすること。
- ⑥ 実施した教育活動の指導過程及び指導結果に対する評価を行い、次の教育活動に活か

していく実践能力があること。

- ⑦ 新たな保健・医療・介護・福祉における課題を踏まえ、その中で看護職が果たすべき役割を理解した上で、多職種と連携・協働しながら看護実践できる看護職を養成する視点をもつこと。
- ⑧ 専門職としての自律性、創造性、協働性などの能力を育成するため、理論と実践の往還や経験から学び、統合をはかること。

注1 講義・演習・臨地実習を指す。

Ⅱ. 講習会の内容

1. 講習会の目的・目標の考え方

1) 講習会の目的

看護基礎教育の教育実践に必要な知識・技術・態度を習得し、教員として創造的に活動し得る能力を啓発する。

2) 講習会の目標

- (1) 教員としての責務を自覚し、学生の個性を尊重し対応する能力を養う。
- (2) 学生のレディネスに応じた授業を展開する能力を養う。
- (3) 看護師等養成所の組織の一員として教育環境・体制を調整する能力を養う。
- (4) 自ら研鑽し看護基礎教育を追究する能力を養う。

3) 講習会終了時の到達目標

専任教員養成講習会の目的及び目標を達成するために講習会終了時に到達すべき目標を表1に示す。3つの能力『看護基礎教育の基盤となる能力』『看護基礎教育実践の展開能力』『看護基礎教育実践の中で研鑽する能力』と、その能力形成に必要な要素を示し、さらに要素を定義づけしたものから43の到達目標を明確にしている。体系化された教育内容を学んだ結果「講習会終了時における教員としての基礎的能力を反映した行動(performance^{注2})」として到達目標をとらえる。(表1:5ページ)。

注2 教員としての感情・思考・判断を伴った実際の教育活動における統合的な行動を指す。

表1 教員の教育実践力と講習会終了時の到達目標

能力	要素	定義	講習会終了時の到達目標
I 看護基礎教育の基盤となる能力	A 基本的責務	1 教員として果たすべき責務及び業務範囲を認識する能力 2 自分の専門的判断と行為に関する説明責任を果たす能力 3 学習の成果や学生の反応から課題を見出し、自己の役割を追求する能力	1 組織の一員としての自己の果たすべき責務やその範囲について認識し、教員会議等で発言する必要性がわかる。 2 自己の看護基礎教育に対する考えを明確にし、それを学生に示すことができる。 3 文献や有識者の意見から教員として果たすべき役割を見出すことができる。 4 自分の役割を果たす上での限界を、同僚あるいは関係者に説明できる。 5 自分の言動が学生に及ぼす影響を自覚して、責任ある行動がとれる。
	B 倫理実践	1 看護基礎教育における倫理課題について理解し、教育を実践する能力 2 学生の尊厳や人権を擁護するとともに、意思決定を支え援助する能力	6 教員として知り得た学生の個人情報保護できる。 7 学生が立てた学習計画を尊重しながら、必要な助言ができる。 8 学生の人権を侵害するような行動を避け、学生の支援を行うことができる。
	C 学生との援助的人間関係	1 相互理解を基本とした援助関係を形成する能力 2 学生の生活背景や価値・信条、文化を理解する能力	9 学生の個性を大切に、個々の成長に応じて対応できる。 10 学生の相談に応じる際には丁寧に話を聞くなど、学生の考えを受け止めながらコミュニケーションをとることができる。 11 授業で、学生の意見や要望を受け入れるような対等な関わりができる。 12 学生が臨床実習上で体験する理想と現実の乖離に対する戸惑いを受容することができる。
II 看護基礎教育実践の展開能力	D 教育的判断	1 学生の学習状況を即座に分析・解釈し、教育的支援の必要性、支援方法の妥当性を判断する能力	13 ケア場面において、対象の反応や学生のケア提供による影響を見極め、援助の中止・変更を決定できる。 14 学生がケアを対象の状態に合わせて安全に実施できるように、対象のベッドサイドで、ケアの改善点をタイミングよく助言・指導できる。
	E 計画的な授業展開	1 学生の理解の成立のために授業を計画する能力 2 学生の反応に応じて授業を展開する能力	15 学生の既習知識・経験・考え方を捉え、授業の到達目標が設定できる。 16 自己の看護観と教育観を踏まえた教材研究をし、授業内容を抽出できる。 17 授業内容を中核目標として、論理性のある順序で配列できる。 18 実習目標を達成するために、対象に必要なケアや学生の実習体験を考慮して、指導内容を抽出できる。 19 実習目標を達成するために、対象の状況と学生の実習体験を考慮して、実習指導方法を選択できる。 20 保健師助産師看護師学校養成所指定規則と比較して、自校または、教育実習を行った養成所のカリキュラムの特徴を述べることができる。 21 自校または、教育実習を行った養成所等の看護基礎教育の現状を分析し、カリキュラム上の課題を見出すことができる。 22 授業では、学生の反応を捉えながら、教材・教具を提示し説明できる。 23 授業では、発問や指示、KR情報を用いて学生の思考を促し、理解内容の確認ができる。 24 学生が看護の現象について研究的態度で追求できるように、文献の検索方法や読み方を指導できる。 25 学生が対象の状態に合わせて安全にケアを実施できるように、ロールモデル行動を示すことができる。 26 学生と対象の関係を捉えて、患者・看護関係形成の視点から調整の必要性が判断できる。 27 学生に体験の振り返りを促し、看護として意味づけられるように発問できる。 28 学習内容が深化していくようにグループダイナミクスを活用して、カンファレンスを運営できる。
	F 教育実践の評価	1 実施した教育を評価・修正する能力	29 授業目標の達成についての評価結果を指導に生かすことができる。 30 指導過程を振り返り、用いた教材や指導技術について、改善点を見出すことができる。
	G 協働的教育活動の推進	1 人々と協働して、学習の場を作り出す能力	31 人々の協力を得て、教育活動を新たに考えだすことができる。
	H 教育活動における危機管理	1 顕在的・潜在的なリスク等を明らかにし、起こり得る事故を予測し防止する能力	32 学習活動の中で起こりうるリスクを予測し、事故を防止するための情報発信や環境調整などの対処方法が考えられる。
	I 教育組織におけるチーム連携	1 教育システムを理解し、学生が継続的・効果的な教育を受けることができるように人・場・情報を活用し、支援体制を調整する能力	33 臨床実習において、学習が促進するように、実習に必要な物品や実習指導者との関係を整えることができる。 34 必要に応じて、臨床実習の指導責任者や指導者との連絡や調整の時期を判断できる。 35 多職種との協同の必要性と、その中で看護職が果たすべき役割について説明できる。
III 看護基礎教育実践の中で研鑽する能力	J 教育組織の運営	1 教育組織の一員として、質の高い教育実践を運営できるように協働する能力	36 自分が担当している業務内容を同僚に話し、意見を求める必要性がわかる。
	K 専門性の向上	1 看護及び看護基礎教育の現象を分析し、看護学・看護教育学を探究する能力 2 社会における看護基礎教育の役割について、人々の認識を得られるようにあらゆる場で表明する能力	37 専門領域の内容に関する教材研究において、テキスト・資料の内容を批判的に検討できる。 38 看護基礎教育の意義や実態を理解し、論理的に他者に説明することができる。
	L 質の評価と改善	1 看護実践から得た知識や研究の成果を活用して、看護基礎教育を改善し、教育の質を向上させる能力	39 困難を感じた自己の教育実践を振り返り、新たな知見に基づいた改善点を見出すことができる。 40 教材の改善や開発に関して能動的に行動できる。
	M 継続学習	1 学ぶことへの動機（モチベーション）とエネルギーを維持させ、自分自身を振り返り、専門職としての能力を保持・向上させる能力	41 専門領域の研究の動向を把握し、追求したいテーマを見出すことができる。 42 教員として自己のあり方を洞察し、課題を見出すことができる。 43 専門領域の看護実践力・教育実践力を向上させるために、実践的な内容に関する学習を続けていくことができる。

*受講生が体験をとおして獲得した能力を「到達目標」に示したものである。「できる・できない」の行動のみを評価するものではない。

受講生が自己の課題を見出し、今後の教育実践で解決していく方向性を明確にするものである。

2. 講習会の内容

1) 基礎分野・専門分野の考え方

講習会の内容は、基礎分野と専門分野で構成する。

(1) 基礎分野の学習内容の要点

基礎分野は教育の基盤であり、教育に係る一般的知識・技術として学ぶべき内容を主とする。

- ① 教員としてのものの見方、考え方を広めるための内容
- ② 教育学に関する内容
- ③ 教育の対象である学生の理解を深める内容
- ④ 教育活動に情報通信技術や研究成果を活用できる内容

(2) 専門分野の学習内容の要点

専門分野は看護学の教授に関する内容であり、教員に欠かせない専門的な教育の知識と技術を修得するための内容を主とする。

- ① 教育内容の核心となる看護学の理解と自己の看護実践と理論を統合できる内容
- ② 授業を設計し、展開する能力を養うことができる内容
- ③ 実践した教育を評価できる能力を養うことができる内容
- ④ 看護教育課程を編成する能力を養うことができる内容
- ⑤ 教員として学校の組織運営に主体的に関わる能力を養うことができる内容
- ⑥ 教員としてのあり方を考え、追求し、高等教育における教員観・教育観を明確にできる内容

2) 科目ごとの教育目標及び教育内容

講習会の内容及び目標は専任教員養成講習会実施要領（別紙一）を参照する。

(1) 基礎分野

①「教育原理、教育心理、教育方法、教育評価」

- ・教育の基盤の4科目は、現行と同様に教育の本質や教授活動の基礎、学習者のレディネスを理解する意義や学習過程での教員の役割など、専門分野に繋がる学習の土台である。

②「情報通信技術」

- ・「情報通信技術」は新規科目であり、学校運営に係る情報通信技術・知識を学ぶ。具体的には、受講者が情報リテラシーを思慮しながら能動的に活用できる教育のツールとして、通信技術の種類や特徴、基本的な情報処理の操作や文献・活用方法等

を習得する。また、専門分野の学習につながるように、講習会の早い時期にこれらを学習し、その後にクリティークにおける文献活用など演習形式の学習機会を設定することが望ましい。

(2) 専門分野

①「看護論」

- ・「看護論」では、看護場面に起こりうる倫理的課題に看護職としてどう向き合うか、学生の考察を深化させる関わりができるよう、看護基礎教育の実践の基礎として、受講者が自己の看護経験を看護の臨床知として明確にする。
- ・「看護論演習」では、受講者が経験した看護場面を探求し、受講者間で共有することで多面的な省察を目指す。また、同様に倫理的課題を洞察するなど、対象や家族のニーズに応じた看護の提供について学生に助言できるよう、演習において自己の看護実践を振り返り、看護の知の言語化を目指す。

②「看護教育論」

- ・「看護教育・制度論」として、看護基礎教育の歴史的変遷を踏まえ、看護教育のあり方について考える。歴史的変遷や教育制度を背景として看護師等養成所における教育理念の意味を理解し、教員としての教育観の形成を助ける。また、これからの看護基礎教育を展望しながら、求められる看護職としての職業倫理と教育者としての責務について学習する。

③「看護教育課程論」

- ・「看護教育課程論」は看護教育課程の編成の考え方を中心に学ぶ。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則や看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに示されている卒業時の到達目標を参照し、新たに見直された教育内容の趣旨や専門領域の特徴についても学ぶ。看護師等養成所の特徴を踏まえ、カリキュラム編成のプロセスを体系的に学んでいく。
- ・「看護教育課程演習」は令和2年度カリキュラム改正の趣旨や見直しの方向性を理解した上で、領域横断など、学生が効果的に習得できるよう柔軟なカリキュラム編成を工夫する過程を学習していく。

④「看護教育方法」

- ・「看護教育方法論」は、学生が学習目標を到達できる授業設計、いわゆる指導案を立案する内容である。文献や研究等で示唆を得た最新の知見を教授活動に反映させる手法も習得する。講義、演習、実習等の授業設計について幅広く学習する。学生理解に必要な学生観、看護の現象を教材化する教材観、教育者の教育上の工夫や留

意点を明確にする指導観、それぞれの反映方法も学ぶ。

- ・「看護教育方法演習」では、講義で学んだ知識・技術をもとに、受講者が指導案を作成し模擬授業を実施する。模擬授業により自身の特性や強みを知り、課題を見出すことでより質の高い教育方法を身につける。

⑤「看護教育演習」

- ・「専門領域別看護論演習」では、看護学の専門領域の概要とその関係性を理解し、その領域における教育上の課題を明確にすることをねらいとしている。これからの看護職の役割は、看護の対象としての個人・家族等それぞれの背景等を考慮し、各専門領域に特徴づけられた専門性の高い看護の実践を理解する。これらの専門性を踏まえ、各専門領域における教育内容を創造する過程を学ぶことが望ましい。

⑥「看護教育評価論」

- ・「看護教育評価論」では、評定と評価の違いや形成的評価の意味を理解し、目標と内容及び評価方法の一貫性を学ぶことを重視する。
- ・「看護教育評価演習」では、授業評価の評価基準や試験問題等を作成し、それに基づく評価活動の実際を体験することにより、授業と評価の一体化の理解を深める。また、パフォーマンス評価等の複数の評価手法を体験し、教育実習に活用する。

⑦「看護学校組織運営論」

- ・「看護学校組織運営論」は、学校組織運営の基本的な考え方及び看護師等養成所の組織運営と教員の役割を理解する。また、適正な学校運営のために保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについての理解を深める。

⑧「看護教育実習」

- ・「看護教育実習」は、学習した理論と実践を往還する科目として、看護師等養成所において講義・演習・臨地実習指導を体験することで、教員の役割や実践的な教育方法を学ぶ。また、実施した教育活動の評価を行い、教員としての自己の課題を明確にするとともに、看護基礎教育における教育実践力の向上を目指し、さらに研鑽に励む動機づけを得る機会とする。

3. 教授方法の工夫

教員として、主体的に学習する姿勢を常に持ちながら、確かな根拠に基づいた教育を実践することが重要である。そのために、本講習会では単に新しい知識を教授することだけではなく、受講者が自ら教育の意味や看護の専門性を深く探求していけるように、演習形態の授業を多く設定する。演習により教育実践の体験をとおして学ぶ内容は、「授業の観察」「講義、臨地実習の看護ケア場面の指導、カンファレンス」などがあげられる。

また、新たな知見や手法を看護基礎教育の手法に取り入れる積極性と技術、技能を持てるよう、本講習会においても教授方法や評価方法に IT 技術等を取り入れるなど、最新技術を取り入れた最適な教育環境の設定の工夫にも前向きに取り組める内容とすることが望ましい。

4. 教育評価の考え方

受講者に対する本講習会の評価は、知識や技術の到達度を的確に評価することにとどめることなく、受講者自身の学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力も含めた学習の到達度を評価していくことが重要である。そのために、本講習会では従来の目標分析による到達度評価だけではなく、評価対象者の獲得した能力に着目した評価項目を提示している。表 1 にあるように教員に求められる「教育実践力」の要素や定義を参考とし「講習会終了時における教員としての基礎的能力を反映した行動（performane）」を評価することが望ましい。

また、この到達目標は、受講者の学習指針として活用し、受講者が自ら自己の課題を見だし、解決の方向性を明確にする指針でもある。受講者がこれからの教育実践の場で、到達した部分と課題である部分とを明確にすることが望ましい。

5. 単位・時間数の考え方

本講習会の単位・時間数の考え方は、原則として講義 1 単位 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間とし、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の考え方に準ずる。

Ⅲ. 専任教員養成講習会における運営の考え方

「Ⅰ. 基本的な考え方」の「1. 意義」「2. 位置づけ」に示した教員としてのキャリア開発の目的を達成するためには、企画・運営・評価システムを整え、関係者が連携してそれぞれの役割を果たすことが重要である。

また、教育実践力の向上につながる演習などの能動的な学習ができる時間を十分に担保する必要がある。

1. 組織体制

講習会の運営は、科目の内容と教授方法を中心とした全体の企画から始まる。講習会開始後は受講者の受講状況を把握しながら、講師や教育実習受け入れ校等との調整を行う。講習会の全科目修了後は、受講者の目標到達度評価に基づき、講習会の企画・運営の評価を行い、事業の成果と課題を明らかにする。したがって、講習会運営組織を設置し、これらが体系的に実施できるよう組織体制を整えることとする。

1) 講習会運営組織を構成する主な担当者とその役割

(1) 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）

- ① 講習会責任者は、専任教員養成講習会の実施要領と本ガイドラインに基づいて講習会の企画・運営・評価を進めていく責任者である。
- ② 講習会責任者は、行政等関係者や講習会の企画・運営担当者との連携及び支援を行い、講習会の進行全体の把握を行う。他施設との連携時には、調整責任者となる。
- ③ 講習会責任者は、関係者の意見を集約して、問題を解決する能力が求められる。

(2) 企画・運営担当者（講習会の実質的な運営全般の責任者）

- ① 企画・運営担当者は、講習会の基本方針に基づいて、講習会を円滑に運営するための中心となる者である。また、講師に科目内容の周知を行い、受講者には学習受講環境への適応を支援し、講習の目的達成を促進する者である。
- ② 企画・運営担当者は、最新の看護基礎教育の内容と方法及び課題等について認識し講師と連携を図りつつ、受講者の目標達成に向けて支援する能力が求められる。
- ③ 講習会の企画・運営担当者は、専任で1名以上とすることが望ましい。なお、eラーニングを活用する場合は、eラーニング関連業務の増加分を見込んだ人員の確保が必要である。

2) 講習会プログラムの企画・運営組織（会議等）

講習会の企画・運営・評価を円滑に進めるために、以下に準じる会議を設けることが望ましい。

(1) 運営会議

企画及び運営を行うための会議であり、講習会責任者が開催する。この会議では教育計画の策定や関係者の連携・調整を行い、最適な講習会の方法や内容について具体的に検討を行う。修了にあたっては企画・運営の評価も行う。

(2) 講師会

- ① 講師に講習会の目的を周知し、受講者のレディネスに応じた教育が行えるようにするために設けることが望ましい。具体的な目的と方法は、開催都道府県担当者、実

施主体責任者、企画・運営担当者が協議して決定することが望ましい。

- ② 全体的な講師会の他に、演習科目や教育実習など複数講師が指導する科目は、科目毎に講師会を行うことが望ましい。講師会が実施できない場合は調整に赴くことが望ましい。

(3) 受講者の選抜に関する会議

受講者の選抜については、選抜に係る会議を設け、選抜の目的、規準、方法を決めて実施する。構成員は各都道府県もしくは実施主体が定める。

(4) 修了認定に係る会議

修了認定に係る規程を設けて行う。認定の構成員は各都道府県若しくは実施主体が定めて実施する。

2. 企画・運営の実際

1) 企画

(1) 開催の工夫（担当：都道府県看護行政担当部署等）

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、新任教員が専任教員養成講習会を受講し、授業展開能力を始めとする教員としての能力を発揮していく必要がある。そのため、各都道府県等の開催主体団体（実施主体）は専任教員養成講習会を計画的に実施し、看護基礎教育における基礎的な教育実践力を備えた教員を育成するための工夫が必要である。

- ① 看護師等養成所の数と規模などから都道府県が単独で開催することが困難な場合に隣接する都道府県が協力し実施している例がある。

例： 隣接するA県とB県はそれぞれ4年に1回開催している

A県開催 → 1年空き → B県開催 → 1年空き → 繰り返す

- ② 両県の専任教員養成講習会未受講者はいずれかの開催県で受講可能とする。
- ③ 地理的な問題や受講者の交通の利便性等を考慮し、講師の確保が困難である場合や都道府県における実情を勘案した上で、eラーニングの活用を検討する。
- ④ 主催者は受講生の利便性を高めるために、年度内開催や年度を超えた開催も考慮し開催計画を立てる。

(2) 開催計画

① 受講者選抜

- ・受講者の質の確保のため選抜を行う。ただし未受講者の受講を促進するため、定数を確保するよう努める。

② 企画・運営計画

- ・企画した内容に精通した看護基礎教育関係者を、講習会の企画・運営計画立案に加えることが望ましい。
- ・講習会の目的・目標、期間、科目とその内容及び講師、教育実習計画、進捗表、評価計画等に関する事項を検討する。
- ・科目と内容は、実施要領の別紙1及びガイドラインⅡ-2、表1を参照する。
- ・受講者が学習内容を関連づけて統合しながら学べるように、関連する講義と演習は実施時期を近接させて計画する。
- ・eラーニングを活用する場合は受講者に不利にならないように、活用する科目ごとの受講期間を設定する。
- ・講師は当該科目に関する教育経験や研究業績を考慮して選定する。
- ・演習科目は受講者の思考を深めるために複数の講師をおくことが望ましい。

③ 講習会運営規程

- ・講習会運営規程に次の内容を定める。
目的・定員・修業年限・始期及び終期・休業日・講習時間・講習科目と時間数・受講資格・受講志願の手続き・受講者の選考・受講の手続き・受講の許可・欠席の届け出・再試験・追試験・科目履修認定・講習会修了認定・修了証の授与・受講者事項の変更・証明書発行・懲戒（受講の停止）

2) 運営

企画・運営担当者は、運営規程および各種の規程に従って、受講者の学習する権利の保障と科目の内容の充実を図りながら、講習を効果的に運営する責任を負う。

(1) 受講者のレディネスを把握し、学習の心得や準備のためのガイダンスを行う。

- ① 講習会の意義、位置づけと教育計画、修了認定の規定
- ② 自立した成人学習者としての自覚
- ③ 提携及び利用可能な関連施設（図書館等）

(2) 適宜、学習環境の調整を行う。

(3) 講習科目の内容、教授方法について講師と調整しながら学習を支援する。

(4) 科目履修認定に関わる出席状況の把握を行う。

- ① 各科目の時間数の2/3以上の出席の確認
- ② eラーニングを活用する場合は、各受講者のコンテンツの視聴状況を確認
- ③ 出席時間^{注3}数が不足した場合の指導（Ⅲ-3-1 科目履修認定の考え方参照）

注3 出席時間については、1科目を複数の講師がオムニバス形式で担当する場合でも、その科目の全時間数の2/3以上の出席で履修を認定する。

(5) 受講者の健康に対する配慮

受講者の学習状況を把握し、受講者が生活リズムを整えながら学習できるように相談・支援を行う。

(6) eラーニングを活用する場合

eラーニング運営団体と、受講者の登録等の調整を行う。

また、演習に必要な講義を聴講し、理解した上で演習を運営する際のマネジメントを行う必要がある。このため、eラーニングを活用する場合には、講習科目のつながりを確保するため、集合研修を担当する講師に関連するeラーニング適用科目の内容を十分に理解し説明を行う等、調整を図る。さらに、eラーニングと集合研修を並行して実施する場合には、受講生のeラーニングの進捗状況等を確認する。また、同じ科目の受講生どうして意見交換できる掲示板を活用するよう説明する、などの支援を行う。

3) 企画・運営担当者の能力

2) で示した講習会を運営するために企画・運営担当者には次の能力が求められる。

(1) 開催計画立案能力

講習会の科目の内容と教授方法は目的の達成に大きく影響する。現状の看護基礎教育の批判的分析に加え、保健医療福祉と看護等の動向と看護基礎教育への社会的なニーズから講習会に必要な内容を設定するためには、厚生労働省等における医療分野等の審議会・検討会等の報告書等から情報を得るなどにより最新の知見を持っていることが望ましい。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- ・看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
- ・看護教育課程の教育内容の構造
- ・高等教育制度及び看護教育制度と関連法規
- ・看護及び看護基礎教育に関わる検討会報告書
- ・eラーニングを導入した看護師等養成所の専任教員養成講習会の実施方法に関する検討会報告書
- ・講習会の科目を編成するための知識

(2) 学習支援能力

受講者のレディネスは多様である。実務経験では、実習指導者の様々な経験年数や

教員として1年～数年の勤務経験がある者等が混在すること、受講動機では、自分の意志による受講、上司等の助言や職務上の命令による受講等が混在することである。このような受講開始時のレディネスが受講者のモチベーションに影響することを意識して、支援を行う必要がある。

また、受講者は、これまでの自己の仕事や考え方を客観化し批判的に分析する機会が多くなるため、自己像が揺らぎ自尊感情が低下することがある。受講者のこうした悩みを受け止め、受講者自身がセルフマネジメントできるように関わる必要がある。

さらに、講習会では演習に力点を置き、アサーティブに自己表現し、協働学習を通して学ぶスキルを身につけ自他とともに成長することを目指す。受講者が自立した成人学習者としての学習のマネジメントスキルを取得すると同時に、協働学習のグループダイナミックスが個人の学習を促すことを理解できるように支援する必要がある。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・アンドラゴジーの学習支援概念

(3) 連携協働調整力

講師の教育目的・教育内容の理解と適切な教育方法が受講者の学習を促進する。そのため、講師への依頼時には講習会の意義・位置付け・理念の理解を図ることが重要であり、講義シラバスを求めるなどして調整を図る。開講後は講義資料とシラバスの内容の一貫性や、講師自身の講習リフレクションから、講師と協働して内容・方法の調整を行うことが望ましい。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・講習会の各講習科目の内容に関わる知識、講習科目の内容の構造化の方法

(4) 状況分析能力と問題解決能力（受講者に対してのロールモデル行動となる）

講習会の運営上の問題や学習環境の不具合等が発生した場合については、講習会の目的から事態を分析し、受講者の利益・不利益を考慮しながら、運営組織内で調整して解決を図る。

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・教育、指導に関わる倫理

4) 講師に期待するもの

企画・運営担当者は、受講生が講師に期待する能力を把握し、講師選定や教育内容・方法を調整するなど、有意義な講習を企画・運営する責任がある。次に挙げる講師に期待される能力等を講師に説明し、理解を求めるものとする。

(1) 看護基礎教育制度の中で、看護師等養成所が担う役割の理解

看護師等の免許は養成機関に関わらず一本化されている。したがって、看護学生の卒業時の能力の基本的な部分は同等であるという見地に立って、看護師等養成所の教員を目指す受講者と看護基礎教育について協働的に学ぶという姿勢を持つ。

(2) アンドラゴジー概念の理解に基づいた講義・演習の指導能力

演習では受講者の経験知を論理的に裏付けていくために、可能な限り1グループを1人の講師が担当し、協働して学習の成果をあげていくように指導する。さらに、受講者の能力を個別に評価し、学習を支援する力量が必要である。

(3) 受講者の目標達成を評価する能力

担当する科目の目的・目標、教育内容、指導計画、評価計画を一貫性をもって受講者に提示し、目標達成を支援する必要がある。また、講義、演習を通して教員としての能力を獲得できたか、受講者の自己評価と照合し評価することが望ましい。

(4) 科目評価と講習会の課題分析

受講者への指導過程および受講者の目標達成と課題認識を踏まえた自己の科目の実践の分析から、当該科目の内容・教授方法を検討し、講習会の科目の改善等に貢献することを期待したい。

3. 修了認定の考え方

講習会の修了認定は、出席時間だけで修了を認めるのではなく、受講者自らが、各科目の学習をとおして教員としての基礎的能力を獲得できたという認識をもって講習会を修了することが重要である。

1) 既修得単位の認定の考え方

目標に向かって計画的に学習しながら学習姿勢を形成していくために、科目ごとに評価を行う。科目の評価は次の通りとする。

(1) 出席時間数が当該科目時間数の2/3以上であることを要件とする。

ただし、考慮すべき欠席事由が発生した場合、課題等で学習内容を補充し、出席時間数の一部として認めることができるものとする。

考慮すべき欠席事由の範囲は社会通念から都道府県等の開催主体団体（実施主体）が決め、個々の事由ごとに適用を検討する。

(2) 科目目標に準拠して到達度について受講者個人の学習結果を評価し、修得単位の認定を行う。

科目履修認定の評価基準は原則として次の通りとし、C以上をもって当該科目を修

得したものとする。

- A 目標は十分達成している
- B 目標は達成している
- C 目標は一応達成しているが努力を要する
- D 目標は達成していない

(3) eラーニングを活用する科目は成績評価までeラーニング上で行う。

原則として1コンテンツの視聴を終了することに、コンテンツの内容を理解したことを確認するための「確認テスト」が設定されているとともに、1講習科目の全コンテンツの視聴を終了すると、単位認定のための「科目履修認定テスト」が設定されているため、結果を確認する。

(4) 専任教員養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

- ① 教育内容が深く連関する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から同一講習会で単位を取得することが望ましい。
- ② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の専任教員養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができること。
- ③ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講開始後から受講後3年以内に必要単位を取得することにより、本講習会を修了したと認めるものであること。
- ④ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、一部科目の単位を取得した後、相当の期間が過ぎている場合は、当該単位科目の教育内容の理解を評価し、認定の可否を判断することが望ましい。

(5) 本講習会は、他の講習会や大学等との互換を想定して単位制とするとともに、他の講習会や大学等で取得した単位の互換を認めるものとする。

- ① 大学等で取得した単位の認定については、講習会の基礎分野「教育の基盤」の内容と同等の内容であると思なすことができる科目を大学・大学院等で履修し単位を取得している場合は、「教育の基盤」に設定した科目の履修を免除できるものとする。

2) 修了認定

- (1) 全ての科目の単位認定を受けていること。
- (2) 専任教員養成講習会は厚生労働省が認定する都道府県の事業や実施主体の事業であることから、修了認定は開催都道府県の知事や実施主体の長とする。
- (3) なお、eラーニングを活用する科目は、運営団体からの単位認定の情報を確認すること。

IV. 講習計画、運営の評価

講習会終了時に講習計画・運営について評価を行い、次の開催時に活かすことが必要である。受講者が、修了とともに自立した教員として能力を発展させる能力の獲得のみならず、学習体験内容や学習環境の質も評価する。また、実務に就いてからの能力を追跡評価し、講習会の企画・運営の評価の資料とすることも必要である。

1. 講習計画の評価

講習終了に伴い、講習の妥当性や適切性を確認し、目的の達成度を判断するものである。基本的には講習に関わる全ての人々が評価対象になる。

- 1) 目的、目標、内容、方法、講師、教材の適切さ、講習の開催期間、時間、場所、経費の適切さなどの講習の企画・運営の評価
- 2) 講習会の到達目標の達成度の評価
- 3) 受講者の達成感や満足度の評価
- 4) eラーニングを活用した場合、活用科目や受講期間の設定等の評価

2. 実践の場における受講結果の事後評価

必要に応じて講習会修了者の教育実践状況を把握し、その結果を企画・運営に反映させることが望ましい。

第2部 教務主任養成講習会

I. 基本的な考え方

1. 意義

看護職養成の基盤である看護基礎教育において、看護師等養成所は自らの教育理念にもとづいて教育機能を発揮し、地域社会の要請や国民の期待に対応している。その看護師等養成所において、カリキュラム運営の先進者であることが教務主任の役割機能でもある。したがって、教務主任には、リーダーとして教育事象に潜む課題を分析し、課題解決を図るために教員等を組織化し、協働連携して創造的に学校を管理・運営する能力が求められる。看護師等養成所において、統括的役割を果たすために必要な能力を開発するため、教務主任養成講習会を設ける。

2. 位置づけ

教務主任養成講習会は、規定の教員業務に従事した者やそれと同等以上の学識経験を有すると認められる者が教務主任としての専門的能力を培うための講習会である。

3. 理念

教務主任養成講習会の主眼は、「看護基礎教育における統括的役割を果たす能力」を育成することである。高度な教育実践力、広い視野と批判的思考能力、創造力を養う必要がある。このような教務主任を育成するためには、看護基礎教育の経験知を活用して、学校運営が目指すものを概念化できる能力を養う必要がある。

4. 基本方針

＜教務主任に求められるもの＞

- ① 看護基礎教育の本質を常に演繹するとともに、学生に対する効果的な教育方法及び看護教育課程の編成等の教育に関する知識・技術について習熟していることが求められる。
- ② 地域や臨床で求められる看護実践力にも精通し、これからの看護基礎教育の動向を予測しながら、新たな看護教育活動を創造する能力が求められる。
- ③ 学生の個人あるいは集団のレディネス把握、及び教員のレディネス把握に熟知し、円滑なカリキュラム運営に向けた調整や連携に必要な資源を活用する能力が求められる。
- ④ 学校運営に起こりうる課題や問題事例に倫理的に向き合い、真摯な態度で管理者責任が果たせること、リスクマネジメントにおいて関係者がチームとなって対応・解決しうるための統制力を身につけていることが求められる。

- ⑤ 学校経営に関する知識を持ち、実践的に運営する力や意思決定力を身につけることが求められる。

Ⅱ. 講習会内容

1. 講習会の目的・目標の考え方

1) 講習会の目的

看護学教育における教育課程の管理能力および教員に対する指導力を養い、看護学校を健全に運営する能力とカリキュラム運営を推進する能力を啓発する。

2) 講習会の目標

- (1) 看護基礎教育における課題を改善するための専門的知識を学び、新たな教育方法等を創造する能力を養う。
- (2) 教育機関における管理運営に関する概念を理解し、看護基礎教育に係るマネジメント能力を養う。
- (3) カリキュラム運営の問題分析、及び解決方法を見いだし実践する能力を養う。

2. 講習会の内容

1) 専門分野の考え方

講習会の内容の構造は、看護基礎教育の管理者として必要な内容の中核に科目を構成する。

(1) 専門分野の学習内容の要点

- ① 教員に対する指導力を養うことができる内容
- ② カリキュラム運営の管理能力を養うことができる内容
- ③ 学校運営の推進力を養うことができる内容
- ④ 教育上の問題を分析し、総合的な判断力を養うことができる内容

(2) 専門分野の教育内容

① 「看護教育方法・評価」

- ・「看護教育方法・評価開発」は看護基礎教育において教育方法の質を高めるため、具体的な方法を教員に指導できることをねらいとする。また、学生の修得状況を踏まえ、現状からの改善や提案について協同しながら評価のしくみ等を分析し、妥当性と信頼性のある評価ができるようにする。
- ・「看護教育方法・評価開発演習」は講義で得た知識をもとに、現在の教育方法が学

生の教育目標の達成度に照らした教育方法であるか、自校の特性や課題を実際に明らかにし、その課題を解決するための方法についても演習していく。

②「看護学校経営」

- ・「看護学校経営論」は、学校経営・運営の理論を基礎に看護学校運営のあり方を考察し、教育実践への適用能力を高めるために設定する。教育機関として望ましい経営・運営の手法を学ぶためには、成果が上がっている機関や有識者、あるいは研究成果の知見等からリーダーとして組織内外の資源を活用し積極的に学ぶことが重要である。
- ・「看護学校経営演習」をおき、講義で得た知識をもとに経営管理が図られ、地域社会にとって必要とされる学校を率いる能力を演習で高めていく。

③「看護教育課程開発」

- ・「看護教育課程開発」は、最新の動向を読み解きながら、看護教育課程を多角的に分析し、領域横断等の手法等を先進的に柔軟に開発していく手法を学ぶために設ける。
- ・「看護教育課程開発演習」をおき、講義で習得した内容を踏まえ、看護基礎教育のあり方を追究しながら、社会の変化、学習者の変化に対応した看護教育課程の開発の考え方についての理解を深めるために演習を行う。

3. 教授方法の工夫

教員の資質として、主体的に学習する姿勢を基盤に持ち、自身の考えに確かな根拠を持つことが重要である。そのために、単に新しい知見で開発することだけではなく、自らが教育の意味や看護の専門性を深く探求していけるように、演習形態の授業を多く設定する。

4. 単位・時間数の考え方

本講習会の単位・時間数の考え方は、原則として講義 1 単位 15 時間、演習 30 時間、実習 45 時間とし、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の考え方に準ずる。

Ⅲ. 教務主任養成講習会における運営の考え方

看護師等養成所の教育の質を担保するためには、教務主任及びその予定者が、最新の看護基礎教育の動向を踏まえて養成所等の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な能力を養うことが重要である。

教務主任の任に有る者またその予定者が、看護師等養成所の運営・管理についての系統的な研修として、eラーニングの活用や長期休暇を活用した講習会の実施などの工夫をしながら計画的に教務主任養成講習会を受講できるような講習会の運営が期待される。

1. 組織体制

第1部専任教員養成講習会Ⅲ「運営の考え方」1-1)、2)に準じる。

2. 企画・運営の実際

1) 企画

(1) 開催の工夫

教務主任養成講習会を都道府県単位で開催するには該当者が少ないことが考えられるため、複数の都道府県で協力して開催するなど工夫が必要である。開催方法の工夫については、第1部専任教員養成講習会Ⅲ-2-1)(1)を参照のこと。

講習会の期間は、以下に留意して設定する。

- ① 本講習会Ⅲ-2-1)に述べたように、内容の配列と進度を考慮して講習科目を漸次開講し、前提となる講習内容にもとづいた演習ができるようにすること。
- ② 前提となる講習内容を含む科目と演習の期間が空いてしまうことや、複数年に渡る履修は、学習した内容を統合して教務主任としての能力を形成する観点から配慮を要する。
- ③ 受講者が演習後にも思考を深める時間が必要であるため、十分な自己学習ができるように配慮する。

(2) 開催計画

第1部専任教員養成講習会に準じるものとし、一部について留意点を挙げる。

講習会の目的・目標、期間、科目とその内容及び担当講師、講習計画、授業進度表、授業評価に関する事項を検討する。

・講師選択時の留意事項

この講習会では、既に看護師等の養成を経験している者が、自らの教育実践及び看護基礎教育に関わる事象、研究成果を批判的に検討して学習を進めていく。そのため、受講者のレディネスを把握し、受講者が主体的に演習に参加できる、アクティブラーニング等の理論に基づいた指導をできる講師を選択する。

2) 運営（主として企画・運営担当者が行う）

第1部専任教員養成講習会Ⅲ-2-2)に準じる。

3) 企画・運営担当者の能力

第1部専任教員養成講習会Ⅲ-2-3) に準じるものとし、一部追加事項を挙げる。

(1) 開催計画立案能力

企画・運営担当者が知っておくべき主な事項

- ・看護学校管理の考え方
- ・経営に関する最新の考え方

4) 講師に期待するもの

第1部専任教員養成講習会 Ⅲ-2-4) に準じるものとし、教務主任養成講習会において強調したい内容を挙げる。

(1) 看護師養成所等の管理・運営を担う教務主任に必要な能力の理解

教務主任が看護師等養成所の教育の改善向上を図るためには、「広い視野と批判的思考能力」「創造力」「実践知から理論への転換能力」が必要であることを講師は理解し、講義内容、方法を構想する必要がある。

3. 修了認定の考え方

第1部専任教員養成講習会 Ⅲ-3-1) (1)～(3) に準じるものとし、一部追加事項を挙げる。

(1) 教務主任養成講習会で一部単位を取得し、何らかの都合で別の実施主体で他の単位を取得する状況になった場合は、申請にもとづき単位認定を行うことができるが、次の点に留意する。

- ① 教育内容が深く関連する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から同一講習会で単位を取得することが望ましい。
- ② 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講者からの申請にもとづき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙1の教務主任養成講習会の教育内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の1/2を超えない範囲で、当該講習会における履修に替えることができること。
- ③ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、受講開始後から受講後5年以内に必要単位を取得することにより、本講習会を修了したと認めるものであること。
- ④ 講習会責任者（実施主体責任者、都道府県直営の場合は看護行政担当者）は、一部科目の単位を取得した後、相当の期間が過ぎている場合は、当該単位科目の教育内容の理解を評価し、認定の可否を判断することが望ましい。

4. 大学等との単位の互換

本講習会は、他の講習会や大学等との互換を想定して単位制とするとともに、他の講習会や大学等で取得した単位の互換を認めるものとする。大学院等に進学する場合に単位の認定・履修免除の申請を行うことができるように配慮する。

IV. 講習計画、運営の評価

第1部専任教員養成講習会Ⅳに準じる。

